

**第12回【社会手当制度】**  
社会手当制度の概要、児童手当、児童扶養手当等

---

**社会保障II**  
1月21日(水)

第5章社会保障制度の体系  
第6節 社会手当制度の概要

(1)社会手当制度の概要(2)児童手当(3)児童扶養手当制度  
(4)障害児・障害者に対する社会手当等  
P.222-225  
4限目 14:40 ~16:10  
講義室 304  
担当:原 優彦

1

## 今日のお話

---

第5章社会保障制度の体系  
第6節 社会手当制度の概要

1.社会手当制度の概要2.児童手当3.児童扶養手当制度  
4.障害児・障害者に対する社会手当等

ここでは、  
1)社会手当制度とは法的に定められた要件を満たす者に対し、主として税財源による金銭給付を行う制度の総称。  
2)児童・子育て支援(児童手当・児童扶養手当)と障害児・障害者に対する手当(特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・特別障害給付金)がある。  
3)児童手当については一部、事業者の負担もあり、財源は複雑である  
4)制度ごとに給付対象や給付金額が定められており、【非該当】などの条件的制約や所得制限、所得制限による減額などもある。  
5)それぞれ別の制度なので、異なる手当を重複して受給することができる。

2

### 第6節 社会手当制度の概要

#### 1.社会手当制度の概要

- 社会手当制度とは、法的に定められた要件を満たす者に対し、主として税財源による金銭給付を行う制度の総称。
- 社会保険制度のような事前の拠出ではなく、全額公的給付である点は、生活保護(公的扶助)と似ているが、資産調査(ミーンステスト)や補足性の原理などの制約はない。
- 児童・子育て支援(児童手当・児童扶養手当(母子父子家庭)と障害児・障害者に対する支援(特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・特別障害給付金))がある。

3

### 第6節 社会手当制度の概要

#### 2.児童手当

**【1】児童手当制度の概要および目的**

**児童手当法(目的)**  
第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(2012(H24)年)に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

具体的な事や最新の情報、手続きは札幌市のHPの児童手当のページで確認すること。

4

**【2】令和6(2024)年10月の児童手当制度改正**

---

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により同年10月分の手当から変更

①支給対象年齢: 15歳から18歳に延長。  
②所得制限・所得上限を撤廃。  
③第3子以降の手当額: 月1万5千円から月3万円に増額。  
④第3子支給対象年齢: 18歳から22歳に延長。  
⑤支給回数を年3回から年6回に増加。

出典:札幌市のHP「さっぽろ子育て情報サイト」

5

**改正前と改正後の比較**

支給対象	改正前	改正後
所得制限	15歳到達後の最初の年度末までの児童 所得制限限度額、所得上限限度額が設定	18歳到達後の最初の年度末までの児童 所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満一律: 15,000円</li> <li>3歳~小学生校終了まで 第1子、第2子: 10,000円 第3子以降: 15,000円</li> <li>中学生一律: 10,000円</li> <li>所得制限以上一律: 5,000円(特例給付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子、第2子: 15,000円 第3子以降: 30,000円</li> <li>3歳~18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子: 10,000円 第3子以降: 30,000円</li> </ul>
第3子の算定	18歳到達後の最初の年度末までの児童を含める	22歳到達後の最初の年度末までの児童を含める※
支払期月	3回(2月、6月、10月)(各前月までの4ヶ月分を支払)	6回(偶数月)(各前月までの2ヶ月分を支払)

出典:札幌市のHP「さっぽろ子育て情報サイト」

6

1

## 具体的には？

- 例) 20歳、15歳、10歳の3人の子を養育している場合（2024年10月以降）
  - 20歳：第1子（18歳まで）0円
  - 15歳：第2子（18歳まで）1万円
  - 10歳：3子以降（22歳まで）3万円
- \* 合計4万円／月×12ヶ月=48万円／年
- \* もし第1子4歳1万円、第2子3歳1.5万円、第3子1歳3万円→5.5万円／月×12ヶ月=66万円／年

7

## 第6節 社会手当制度の概要

### 2.児童手当

#### 【2】支給対象および手続き：（2024（R6）年改正現在

##### ①支給対象（受け取るのは親！）

児童手当は、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育し、生計を同じくする父母等で、原則、所得の高い方に支給。

・児童福祉施設等に入所の場合、児童の父母はこの手当を受けることはできない。（施設設置者が受給者）

・所得制限なし。

・公務員は勤務先で手続き、それ以外は住民票を出している自治体で手続き。原則：勤務先から児童手当支給（給与と一緒に）。勤務先から支給されない人には自治体が支給。

8

## その他の注意事項

### 【原則】児童が日本国内在住であれば支給

- 留学で海外在住→一定の要件を満せばOK
- 父母が海外に在住→日本国内で児童を養育している人（父母指定者）に支給。
- 父母が離婚協議中などで別居→児童と同居している方に優先的に支給。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給。

9

## 外国籍の子どもも児童手当をもらえるのか？ Yes! They can.

日本国内に住民票が作成されている外国籍の子どもは、原則として日本人住民と同様の要件で児童手当を受給できます。受給資格の要件

1. 国内居住要件：日本国内に居住している子どもを養育している人
2. 受給者（申請者）が日本に居住+子どもも日本国内に居住。ただし、子どもが留学のために海外に居住している場合は、一定の要件を満たせば例外的に支給対象となる
3. 住民票の登録：住民基本台帳に登録されていれば国籍を問わず申請できます。

10

## 第6節 社会手当制度の概要

### 2.児童手当

#### 【3】児童手当の財源

\* 租税を主体に、一部に事業主負担を導入。かなり複雑（次ページ参照）

原則：3分の2を国が負担。3分の1を地方が負担。地方は、都道府県と市町村で折半（つまり、6分の1づつ）だったが。子ども・子育て支援納付金（支援納付金）：公的医療保険に上乗せ徴収（2026年4月から300円→500円）が加わる。また公務員の児童は、その公務員の所属庁がいずれも全額負担。

\* 「子ども・子育て支援金制度」をつくるための法律案は、2024年の国会で審議され、2024年6月5日に成立。

11

## 第6節 社会手当制度の概要

### 2.児童手当

#### 3歳未満：

被雇用者=支援納付金3/5+事業主2/5

非被雇用者=支援納付金3/5+国4/15+地方2/15

#### 3歳以降：

被雇用者=支援納付1/3+国4/9+地方2/9

非被雇用者=支援納付1/3+国4/9+地方2/9

\*ただし、公務員は所属庁が全額負担する。

財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金、こども・子育て支援納付金で構成。						
被用者	事業主	非被用者	公務員			
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9

※子ども・子育て支援納付金の収納が連年化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。

12

## 何でこんなややこしいことになっているのか？

2026年度4月からの新制度「子ども・子育て支援金」が始まるから！

□ 徴収方法：公的医療保険（健康保険、国民健康保険など）の保険料に上乗せして徴収されます。

□ 2026年度の徴収目安：被保険者1人あたり平均で月額300円程度から始まり、2028年度にかけて段階的に引き上げられる予定です。

13

## 第6節 社会手当制度の概要

3.c

### 【1】児童扶養手当制度の概要および目的

#### 児童扶養手当法

第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしている児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

\* 2010（H22）年の法改正⇒母子家庭+父子家庭

14

## 第6節 社会手当制度の概要 3.児童扶養手当

### 【2】児童扶養手当の支給対象と支給額

#### ①支給対象

以下に該当する18歳未満（3月31日まで）の児童（又は20歳未満の障がいのある児童）で、その児童を監護している母、監護し生計を同じくしている父、父母にかわって児童を養育している養育者に支給。

#### 【該当ケース】

父母が婚姻（事実婚を含む）解消／父又は母が死亡／父又は母が重度障がい／生死不明／父又は母から引き続き1年以上遺棄／父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた／父又は母が引き続き1年以上拘禁されている／婚外子／棄児など父母が明らかでない児童

15

## 令和6(2024)年11月以降における制度改正について

### 第3子以降の児童に係る加算額の増額（第2子加算額と同額に引き上げ）

令和6年度における本体額及び加算額

本体額	令和6年4月分～10月分		令和6年11月分以降
	全部支給	一部支給	
第2子加算額			45,500円
	全部支給	一部支給	10,740円～45,490円
第3子以降加算額			10,750円
	全部支給	一部支給	5,380円～10,740円
			6,450円
	全部支給	一部支給	3,230円～6,440円

\* 別の制度なので、児童手当と一緒に受給可能

16

## 所得制限限度額（全部支給、一部支給の上限額）の引き上げ

（単位：万円）

所得制限限度額表（受給資格者本人）

扶養親族の数（人）	令和6年10月以前				令和6年11月以降			
	全部支給		一部支給		全部支給		一部支給	
	収入※	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得
0	122.0	49.0	311.4	192.0	142.0	69.0	334.3	208.0
1	160.0	87.0	365.0	230.0	190.0	107.0	385.0	246.0
2	215.7	125.0	412.5	268.0	244.3	145.0	432.5	284.0
3	270.0	163.0	460.0	306.0	298.6	183.0	480.0	322.0
4	324.3	201.0	507.5	344.0	352.9	221.0	527.5	360.0
5	376.3	239.0	555.0	382.0	401.3	259.0	575.0	398.0

※「収入」は給与所得者を例として給与と所得控除等を加えて表示した額

\* 別の制度なので、児童手当と一緒に受給可能

17

## 児童手当と児童扶養手当の併給は可能か？

\* 可能！ 児童手当と児童扶養手当は異なる制度のため、両方の受給条件を満たせば併給（別々に申請・両方もらうこと）が可能。

ただし児童扶養手当には所得制限があり、公的年金などとの調整も発生します。

18

17

## 児童扶養手当の財源は児童手当と同じか？

\*違う！ ややこしいね！児童扶養手当は1人親世帯の子どもが対象、児童手当とは別で原則として併給可能。

・児童扶養手当の財源は、国、都道府県、および市区町村の公費（税金）で構成されており、その負担割合は国が3分の1、都道府県と市区町村が合わせて3分の2となっています

19

## 第6節 社会手当制度の概要 4.障害児・障害者に対する社会手当等

### 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

\*要するに、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当があり、さらに障害基礎年金の受給権のない障害者のためには、特別障害者給付金がある。

20

## 第6節 社会手当制度の概要 4.障害児・障害者に対する社会手当等

### 【1】特別児童扶養手当

- 支給要件：20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童（以下「対象児童」といいます。）を家庭で監護、養育している父母等に支給。【非該当】受給資格者（請求者）や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき／対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき（ただし、通園している場合は除く）／対象児童が、障がいを事由とする年金を受けることができるとき。
- 支給金額：手当月額（令和6年4月分から令和7年3月分まで）手当月額 障害等級 1級 55,350円 2級 36,860円（札幌市）

21

## 障害児扶養手当の財源は児童手当や児童扶養手当と同じか？

\*違う！

- ・児童扶養手当の財源は、国、都道府県、および市区町村の公費（税金）で構成されており、その負担割合は国が3分の1、都道府県と市区町村が合わせて3分の2となっています
- ・障害児扶養手当（特別児童扶養手当） 国: 4分の3、地方4分の1（都道府県、市、または福祉事務所を設置する町村）

22

## 第6節 社会手当制度の概要 4.障害児・障害者に対する社会手当等

### 【2】障害児福祉手当

- 支給要件：精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は受給できません。【非該当】受給資格者（請求者）や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき／対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき（ただし、通園している場合は除く）／対象児童が、障がいを事由とする年金を受けることができるとき。
- 支給金額：障害児福祉手当・福祉手当（経過的福祉手当）令和6年3月分まで15220円令和6年4月分から15,690円（札幌市）

23

## ①特別児童扶養手当と②障害児福祉手当は両方貰えるのか？

両方の条件を満たしていれば併給可能

主な違いは、給付対象①養育者②本人。障害の程度①中から重度②重度のみ。いずれも所得制限の有。

- ① 中度から重度の障害（身体障害者手帳の3級程度以上、療育手帳B程度以上など）がある20歳未満の児童を養育する父母等
- ② 重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度、療育手帳A程度など）があり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童。

24

## 第6節 社会手当制度の概要

### 4. 障害児・障害者に対する社会手当等

#### 【3】特別障害者手当

- 支給要件：精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。【非該当】受給資格者（請求者）が、日本国内に住所を有しない／受給資格者（請求者）が、障害者支援施設、特別養護老人ホーム等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）／受給資格者（請求者）が、病院又は診療所（介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院を含む）に3か月を超えて入院しているとき。
- 支給金額：令和6年3月分まで27,800円令和6年4月分から28840円（札幌市）

25

## 第6節 社会手当制度の概要

### 4. 障害児・障害者に対する社会手当等

#### 【4】特別障害者給付金

- 支給要件：国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受けられない障がいのある方を対象に給付金を支給する制度。
- 支給対象者：国民年金に任意加入していない時に初診日がある場合（任意加入の学生であった（平成3年3月以前の期間）／任意加入の厚生年金・共済組合加入者等の配偶者であった（昭和61年3月以前）で現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある。現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある。
- 支給金額：（令和6年度・月額）（札幌市）  
障がいの程度：1級 55,350円 2級 44,280円

— \*任意加入期間による脱落者の救済措置 —

26

## 障害基礎年金って、何だったっけ？

病気やケガによって生活や仕事に制限がある状態（障害等級1級・2級）になった場合に、現役世代も含めて受け取ることができる国の公的な年金制度です。

★国民年金（または厚生年金）の被保険者であれば受給の可能性があり、老齢年金とは別に支給されます。

27

## 障害基礎年金の受給条件は？

1. 国民年金に加入している間、または20歳前（年金未加入期間）、60歳から65歳未満（日本国内に住所がある場合）の間に初診日（病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）がある方。
2. 障害の状態が、障害認定日（初診日から1年6ヶ月後、または治癒した日）に1級または2級に該当する方。

29

## 障害基礎年金の受給対象者は？

1. 国民年金に加入している間、または20歳前（年金未加入期間）、60歳から65歳未満（日本国内に住所がある場合）の間に初診日（病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）がある方。
2. 障害の状態が、障害認定日（初診日から1年6ヶ月後、または治癒した日）に1級または2級に該当する方。

28

## 障害基礎年金の金額は？

1. 1級：月額 86,635円（年額 1,039,620円）
  2. 2級：月額 69,308円（年額 831,700円）
- ※18歳到達後最初の3月31日までの子（または20歳未満で障害等級1・2級の子）がいる場合、加算額が上乗せされます。  
年金額（2025年度・令和7年度の目安）

30

## 次週

次回は 1月26日

13. 【社会福祉制度の概要】関連する法制と対象、実施体制等 第5章社会保障制度の体系 第7節 社会福祉制度の概要(1)社会福祉制度の概要(3)社会福祉制度の基本法－社会福祉法（3）高齢者福祉（4）児童福祉（4）障害者福祉

P.227-239

31

31